

日形会誌第 37 巻第 6 号における誤りについて

2017 年 6 月 20 日付けお送りいたしました日形会誌掲載の本公告において誤りがございました。

VI 頁

7 行目 誤 総単位数が 10 となるように勘案して

→ 正 総単位数が 20 となるように勘案して

9 行目 誤 旧基準による獲得点数 120 点

→ 正 旧基準による獲得点数 90 点

10 行目 誤 その他学会専門医基準による点数が 120 点分必要です。

→ 正 その他学会専門医基準による点数が 90 点分必要です。

該当ページの修正箇所は朱字にしております。

多大なご迷惑をおかけいたしまして、誠に申し訳ございませんでした。心よりお詫び申し上げます。

会 告

一般社団法人日本形成外科学会専門医資格更新審査についての公示 (37 巻 6 号訂正版)

2017 年 7 月 20 日
一般社団法人 日本形成外科学会
理事長 中塚 貴志
専門医生涯教育委員会
委員長 上田 晃一
一般社団法人 日本専門医機構
形成外科領域専門医委員会
代表 櫻井 裕之

日本形成外科学会は、2017 年度専門医資格更新審査を日本形成外科学会専門医生涯教育制度細則に基づいて下記の要領で実施いたします。

なお、専門医資格更新のための学術研修会の出席点数、学会発表点数および論文掲載点数などの「生涯教育基準点数」は日本形成外科学会専門医生涯教育制度細則：施行細則・別表に記載されております。

1. 専門医資格更新審査が必要な方

本年度専門医資格更新審査申請が必要な方は、a) 2013 (平成 25) 年 4 月 1 日に専門医更新を行った者、b) 2013 (平成 25) 年 4 月 1 日に専門医資格を取得した者 (専門医番号の上二桁が 12 の者)、他以下の c) に該当する方です。

なお、詳細は日本形成外科学会専門医生涯教育制度細則ならびに施行細則をご確認下さい。

a) 【2013 (平成 25) 年 4 月 1 日専門医資格更新者】

細則第 4 章：第 11 条の規定による有資格者 (2 度目・3 度目・4 度目の更新対象者)・敬称略

青木 繁	青木 恵美	青木 律	赤田 美和	阿川かおり	浅井 笑子
浅田 裕司	安倍 吉郎	網倉 良安	新井 眞樹	荒田 順	安藤 太一
池田佳奈枝	池本 繁弘	伊吾田慎一	石井 啓子	石河 利広	石崎 力久
石曾根亜希	市岡 滋	伊藤 史子	伊東 邦久	井上 唯史	井上 義一
今泉 督	岩田 徹也	岩本 拓	上田 晃子	上田 拓文	上野 輝夫
上村 哲司	植村 法子	内田 玲	大河内裕美	大澤 幸代	大西早百合
大橋菜都子	大山 知樹	岡本 泰岳	小川 令	小熊 孝	奥村 慶之
奥本 隆行	奥山 典秀	長田 佳郎	小幡 有史	小原 宏之	香川 広司
柿崎 桜	風間健太郎	柏 英雄	片山 公介	加藤 摩衣	亀渕 克彦
茅野 修史	河合 勝也	河合建一郎	貴島 顕二	北澤 義彦	北村 珠希
北村 理子	木下 直志	木下 幹雄	木下 賀雄	木村 直弘	清澤 智晴
草野 貴子	草野 太郎	倉片 優	蔵持 大介	栗田 智之	桑原 広昌
小池 幸子	河野 太郎	心石 隆史	後藤 孝浩	権太 浩一	近藤 昭二
佐々木英悟	佐々木恵一	佐々木奈穂	皐月 玲子	澤泉 雅之	山王 俊明
鳴原 康	茂原 健	柴田 裕達	島津 保生	庄野 文恵	白石 直人
白川真紀子	城田陽一朗	新名 法子	杉本 孝之	杉本 一	杉山 成史
鈴木 文恵	鈴木 真澄	鈴木 裕一	関堂 充	瀬田 浩之	副島 一孝
藪 雅宏	台蔵 晴久	平 広之	高田 亜希	高田 徹	高橋 嗣明
高橋 義雄	高原 寛	高柳 健二	瀧川 恵美	田嶋 敏彦	立見 聡美
田邊 裕美	谷口和佳枝	知久 明義	張 学	陳 貴史	塚本 金作
辻野 一郎	常多 勝己	徳重 広幸	徳山英二郎	戸澤 麻美	利根川 均
飛澤 泰友	富田 興一	内藤 浩	中川 宏治	暁 宗久	西関 修
西田 美穂	西山 智広	野々村秀明	箱崎 美香	橋爪克光知	橋本 一郎
服部 亮	濱本 有祐	原岡 剛一	原田 浩史	氷見 祐二	姫田 十二
廣富 浩一	深谷 佳孝	藤村 淳	古川 雅祥	平敷 貴也	堀 圭二郎
町野 千秋	松岡 保子	松下 祥子	松峯 元	松本 和也	松本 佳隆
三木 綾子	右田 博文	三河内 明	三橋 清	南本 俊之	宮内 律子
宮田 明人	宮村 卓	宮本 慎平	宗内 巖	村井 繁廣	村石世志野
森 秀樹	森 弘樹	森岡 大地	森島 容子	森久陽一郎	矢沢 真子
矢沢 慶史	安田 聖人	柳林 聡	矢部 哲司	山内 誠	山川 知巳
八巻 隆	山崎 和紀	山崎民千明	山田 大	山田 雅道	山中 清孝
山本 崇	横川 秀樹	横山 才也	吉岡 直人	吉田 周平	吉田 純
吉田 聖	吉田 哲也	吉種 克之	四ツ柳高敏	李 節	梁 淑姫
渡邊 彰二	渡部 隆博				

b) 【2013 (平成 25) 年 4 月 1 日専門医資格取得者】

細則第 4 章：第 11 条の規定による有資格者 (1 度目の更新対象者)・敬称略

吾妻 隆久	安積 昌吾	新井 雪彦	有川 真生	有村 和子	石井 暢明
石垣 達也	石川 昌一	石田 泰久	石原 康裕	五影 志津	今村三希子
岩山 隆憲	植村 享裕	薄葉 千絵	内田光智子	内山 佑美	梅澤 裕己
江浦 重義	大澤沙由理	大瀧小百合	大槻 祐喜	萩野 和仁	小野寺剛慧
葛西 嘉亮	檜山 和也	片山 泰博	加藤 秀輝	上村 百合	亀井 航
香山 武蔵	神田 憲吾	神田 則和	岸 慶太	木下佳保里	木村眞之介

黒柳 美里	小池 智之	香西 達一	小原 直樹	齋藤 利香	三枝 紀子
坂本 忠秀	櫻井 泉	笹尾 卓史	佐々木真喜子	佐々木正浩	佐竹 義泰
佐藤 精一	佐藤 雅秀	柴 將人	菅谷 文人	杉浦 謙介	鈴木 沙知
妹尾 貴矢	外崎 登一	高須 啓之	高田 聡	高橋紀久子	田中 宏典
束野 哲志	津下 到	ド・ケルコフ麻衣子	當内 竜馬	遠野 久幸	遠山 哲彦
時吉 貴宏	徳井 琢	徳中 亮平	徳元 秀樹	富田 祥一	友枝 裕人
永井 史緒	長尾 佳子	中川由美子	仲野 雅之	中山 真紀	中山 玲玲
名倉 直美	成島 三長	西尾 優志	西村 礼司	新田 匡章	野崎 愛
野中 大樹	朴 寿恵	橋本麻衣子	長谷川晶子	長谷川祐基	畑 真貴
畑野 麻子	葉山佐和子	平出さおり	廣川 詠子	福澤見菜子	藤木 政英
藤田 和敏	藤原 英紀	保坂 宗孝	堀部 彰子	本間 幸恵	前田 拓
前田 拓摩	榎野 祥生	松下 浩和	真名子英理	三浦千絵子	水上 高秀
三宅 伸完	宮下 教子	宮本 英治	安居 剛	八杉 悠	矢吹雄一郎
山内 大輔	山岡 尚世	山下雄太郎	山田 哲郎	山中 浩気	山本 改
吉竹 俊裕	吉積 佳世	呂 秀彦	脇村 祐輝	和田 充弘	渡邊 義輝

- c) 2015年・2016年度の資格更新審査において不合格となった者、資格更新の留保未承認者となった者、専門医資格更新申請未提出者及び留保期間が切れた者

2. 専門医資格更新申請の方法

下記の2つの更新方法のいずれかを選択して下さい。

I. 2017年度機構認定専門医更新（Ⅲ頁～）

II. 2017年度日本形成外科学会専門医更新（Ⅵ頁～）

専門医更新について、現在学会が審査・登録を行っておりますが、今後、基本診療科においては日本専門医機構が審査・登録を行うこととなります。日本専門医機構による専門医としての更新は2015年度から開始し、当初の5年間は移行措置が設けられています。日本専門医機構が定める更新基準の完全な運用は、2015年度からの5年間の準備期間を経て、2020年度からとなります。つまり、2019年度までは従来の日本形成外科学会専門医更新と並行して審査を行いますので、いずれかの更新方法を選択して申請を行って下さい。なお、2020年度以後は「学会専門医」としての更新を行うことはできなくなります。

2023年3月31日までに新研修制度において専門研修指導医を取得する必要がある方は、機構認定専門医の更新申請を選択して下さい。専門研修指導医取得を希望する方で本年度において学会専門医更新点数は満たしているが、機構認定専門医更新の取得単位が不足している場合については、翌年度（2018年度）に必要な2年分の単位（20単位）で機構認定専門医の更新申請を行うことができます。

I. 2017年度機構認定専門医更新を希望する場合

学会認定による専門医（以下学会専門医）は学会出席による更新が主でしたが、日本専門医機構認定による専門医（以下機構認定専門医）は講習受講による更新が主となります。講習受講（専門医共通講習、形成外科領域講習）、学術業績によって単位を取得する必要があります。また、点数（5年間で150点）から単位（5年間で50単位）へと変更されます。その他、機構認定専門医更新に必要なのは、勤務実態の自己申告書と診療実績記録、診療実績証明（症例一覧）の提出です。

■必要単位・点数

2013年1月～2017年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要な3年分90点（学会更新分

の3/5)に準じる条件と、新更新基準として2015年4月以降に獲得した2年分20単位(診療実績(40症例)、講習受講、学術業績を合わせた単位を2/5程度)を満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。なお、下記単位数は2017年度4月の総会で単位数の変更が承認されましたので、ご確認下さい。

項目	完全移行後の 機構認定専門医更新基準	更新時期において必要となる 新更新基準部分の取得単位
	取得単位	2017年度(2018年1月)
i) 診療実績の証明	100症例 10単位	40症例 4単位
ii) 専門医共通講習	最小3単位 最大10単位 (うち必修講習3単位以上)	最小1単位 最大4単位 (必修講習1単位以上)
iii) 形成外科領域講習	最小15単位 最大31単位	最小6単位 最大13単位
iv) 学術業績・診療以外の活動業績	6～15単位	2～6単位
新基準合計単位数	50単位	20単位
旧基準による獲得点数		90点

■更新基準及び提出書類

①勤務実態の自己申告(必須)

勤務実態を証明する「自己申告書」として提出して下さい。勤務形態については、直近1年間の実態を記載して下さい。申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を検証することがあります。

②診療実績の証明(必須)

5年間の診療実績の報告として、**形成外科診療実績記録**を提出して下さい。また、その間に経験した症例の中から以下のAとB合わせて**40症例**を記載して提出して下さい。AのみあるいはBのみでも可とします。

A. 形成外科領域の手術実績により診療実績を示す場合

形成外科領域において、5年間に術者あるいは指導者として執刀した症例を**手術症例一覧表**に記載して提出して下さい。

B. 症例一覧の提示により診療実績を示す場合

5年間に診療した症例について、**症例一覧表**に、診療日時、病名、治療法、転帰、診療施設名、責任者氏名(印)を記載して提出して下さい。

上記の各項目については、下記の③のi)の更新単位として算定します。

③更新単位 **20単位** (必須)

形成外科機構認定専門医資格更新に必要な単位の算定は上記に示したi)～iv)の4項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。

i) 診療実績の証明 (**4単位**)

②の診療実績の証明で提出されたものをそのまま4単位(10症例/単位)として算定します。すなわち40症例の記録提出を4単位と算定します。**単位集計表**に記載して下さい。

ii) 専門医共通講習 (**最小1単位、最大4単位：必修講習1単位以上**)

形成外科機構認定専門医のみでなく、すべての基本機構認定専門医が共通して受講する項目です。専門研修施設群のいずれかの施設が開催するもの、または各領域で正式に認められ

た講習会（例：各領域の学術集会や地方会における講習会，地域の医師会が主催する講習会など）とします。他の基本領域で正式に認められた専門医共通講習も単位として算定します。1回の講習は1時間以上とし，1時間の講習受講をもって1単位と算定します。E-learningについても，受講を証明できるならば単位として認めることができます。また講習会講師を担当した場合は担当した講習について2単位を付与します。

なお，営利団体が主催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします（ただし，共催のセミナーについて，開催に先立って日本形成外科学会専門医生涯教育委員会で審議し，機構によって承認されたものについては算定できるものとします）。

専門医共通講習の受講実績記録に講習名や項目名などの必要事項を記入し，日本形成外科学会で認定している専門医共通講習については，**専門医共通講習受講証明書貼付台紙**に受講証明書（受講者控え）を貼付し，コピーしたものを提出して下さい。施設や医師会が主催する講習，他の基本領域で認定されている講習等については，講習会の内容，日時，受講を証明するもの（受講証明書等）の写しなどを添えて提出して下さい。出席記録などと照合の上，後日主催者が発行した証明書（講習内容，日時，公印のあるもの）も可とします。

これらの単位については，必須取得単位や項目別の最大単位をよく確認の上，単位数が1となるように勘案して前述の**単位集計表**にも記載して下さい。

以下に専門医共通講習に該当するものを示します。

- ・医療安全講習会（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・感染対策講習会（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・医療倫理講習会（必修項目：5年間に1単位以上）
※臨床倫理，研究倫理，生命倫理を含む
- ・医療事故講習会
- ・医療法制講習会
- ・地域医療講習会
- ・医療福祉制度講習会
- ・医療経済講習会（保険医療に関するものを含む）
- ・臨床研究/臨床試験講習会
- ・その他（指導医講習含む）

専門医共通講習の中の必修項目のいずれか1つが含まれていることが必須です。専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。

iii) 診療領域別講習（最小6単位，最大13単位）

日本形成外科学会が定める講習会等で取得する単位です。専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習等への参加を目的としています。これらの講習会は日本形成外科学会総会・学術集会，基礎学術集会，各地区の形成外科学会学術集会，形成外科の specialty 学会等において開催され，受講者は受講証明書（提出用）を受講時に提出し，受講証明書（受講者控え）を保存しておく必要があります。形成外科領域講習の**受講実績記録**に講習名や項目名などの必要事項を記入し，**形成外科領域講習受講証明書貼付台紙**に受講証明書（受講者控え）を貼付し，コピーしたものを提出して下さい。

ii) の専門医共通講習と同様，1回の講習は1時間以上とし，1時間の講習受講をもって1単位と算定します。E-learningについても，受講を証明できるならば単位として認めることができます。また講習会講師を担当した場合は担当した講習について2単位を付与します。営利団体が主催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにしますが，共催のセミナーについては，開催に先立って日本形成外科学会専門医生涯教育委員会で審議し，機構によって承認されたものについては算定できるものとします。

2017年度より，学会が受講として適切であると認定した場合は，ワークショップやシン

ポジウムなどの聴講も単位に含めることができます。この場合の認定単位は1時間以上2時間未満には1単位、2時間以上のものには2単位を付与します。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績（最小2単位，最大6単位）

算定可能な単位については、資格更新のための学術業績基準一覧表（参照資料1-1および1-2）で確認して下さい。

日本形成外科学会総会・学術集会，基礎学術集会	3単位
各地区の形成外科学会学術集会， 形成外科の subspecialty 学会，国際学会等として認定された学会	2単位
その他形成外科学会に認定された学会および研究会	1単位

形成外科領域学術業績等記録に必要事項を記入し，**形成外科領域学術業績等証明書貼付台紙**にそれぞれの参加証明書を貼付し，コピーしたものを提出して下さい。

また，単位一覧表に記載された学会等における筆頭演者および第一共同演者としての学術発表，司会・座長についても1単位が付与されます。学会抄録集の表紙および該当ページの写しを添えて提出して下さい。

形成外科領域に関する査読を受けた学術論文について，筆頭著者は2単位，共著者は1単位が付与されます。対象となる学術誌は定期刊行され，日本形成外科学会の認定を受けているものに限ります。論文の写しまたは別刷を添えて提出して下さい。

上記の学会出席，学会発表，学術論文に関して，同一の業績について旧基準点数と新基準単位数の両方に重複して算定することはできません。

このほかに，日本形成外科学会の認定を受けている学術雑誌の査読を行った場合には1論文につき1単位を付与します。査読の依頼状と査読結果の写しを添えて提出して下さい。

また，専門医試験問題作成，試験委員・監督など専門医試験に関する業務に携わった場合，1年度につき1単位を付与します。委員としての委嘱状のコピーを提出して下さい。

学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員として活動を行った場合，1年度につき2単位付与します。

これらの単位については，他の項目の最大単位もよく確認の上，総単位数が20となるように勘案して前述の**単位集計表**にも記載して下さい。

④旧基準による獲得点数 **90点**（必須）

その他学会専門医基準による点数が**90点**分必要です。算出方法は後述Ⅱ.を確認して下さい。

Ⅱ. 学会専門医を希望する場合

2013年1月1日～2017年12月31日の5年間の学会出席，学会発表，論文などを下記細則第14条，第15条，第16条に従って申請して下さい。

5年間に出席・論文等を含めて150点をクリアしていればよく，すべての点数の申告は必要ありません。また，規定により，5年間に3回以上の日本形成外科学会学術集会または基礎学術集会への参加が必要です。

■日本形成外科学会専門医生涯教育制度 細則（2013年3月制定）

第14条（提出書類） 資格更新を行う者は更新申請書を事務局に請求し，必要事項を記入の上，所定の期日までに所定の実績記録とともに審査更新料を添えて委員会に提出する。満65歳以上の専門医は審査更新料の一部が減免される。

第15条（学会などへの参加の確認） 学会，研修会への参加点数については，参加証明あるいは受講票などを各自保存し，所定の申請書に添付する。

第16条（論文） 専門誌への論文掲載に関しては，所定の事項を記載して申告する。論文の点数は各

人が申請する点数の1/2までとする。

■更新基準及び提出書類

- ①日本形成外科学会専門医資格更新申請書
- ②手引き添付の書式に準じた当該年間の実績記録（書式見本をご参照下さい）
- ③学術集会（関連学会，研修会等）出席の本人が確認できる参加章または出席証明書，学会発表はプログラムの表紙と該当ページのコピー（表紙がない場合は日付，学会名を必ず明記すること），論文は別刷の表紙のコピー及び関係部分を添付して下さい。
- ④2013年1月～2017年12月までの年間診療実績記録（すでに日形会誌28巻6月号，11月号にてお知らせしておりますが，年間診療実績記録をいただくことになっております）

3. 昨年度（2017年1月）に学会専門医更新を申請し，2017年4月からの専門医更新をしている方で，本年度に専門医機構更新を希望する場合

2017年度の機構更新を希望する場合と同様の書類提出が必要になります。

項目	完全移行後の 機構認定専門医更新基準	更新時期において必要となる 新更新基準部分の取得単位
	取得単位	2017年度（2018年1月）
i) 診療実績の証明	100 症例 10 単位	40 症例 4 単位
ii) 専門医共通講習	最小 3 単位 最大 10 単位 (うち必修講習 3 単位以上)	最小 1 単位 最大 4 単位 (必修講習 1 単位以上)
iii) 形成外科領域講習	最小 15 単位 最大 31 単位	最小 6 単位 最大 13 単位
iv) 学術業績・診療以外の活動業績	6～15 単位	2～6 単位
新基準合計単位数	50 単位	20 単位

詳細については，Ⅲ頁の I. 2017 年度機構認定専門医更新を希望する場合をご一読下さい。

昨年度（2017年1月）に学会の専門医更新を申請し，2017年4月からの専門医更新をしている方で，本年度に専門医機構更新を希望する場合には，更新審査料は10,000円（登録料含む）になります。更新審査料は10,000円を本委員会郵便振替口座へ振込んで下さい。また，審査料を納入したことが分かる証明書のコピーを同封して下さい（振込の際は郵便局に備付けの払込取扱票をご利用下さい）。

4. 特別な理由（海外への留学や勤務，病気療養，妊娠，出産，育児，介護，管理職，災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の対応

学会専門医の留保を申請して下さい（※機構認定専門医では申請できません。以前に日本専門医機構が提示した「活動休止」の制度はなくなりました）。

海外留学，病気，出産，育児，その他委員会が妥当と認める理由があれば，その間その個人につき本制度の適応は留保されます。なお，出産育児に関しては，留保期限は原則1年間とします。留保期間中の専門医資格は有するものとします。なお，「留保審査料」として10,000円をお振込み下さい。

例：2014年1月1日～2014年12月31日病気療養

2017年

2013年	2014年 【療養】	2015年	2016年	2017年 11月申請書類 到着	
-------	---------------	-------	-------	------------------------	--

書類提出期間までに【留保申請書】を提出し、専門医更新審査会にて承認

2018年

2013年	2014年 【療養】	2015年	2016年	2017年	2018年 11月申請書類 到着
-------	---------------	-------	-------	-------	------------------------

1年間の留保申請が承認されているので、【留保申請期間】を除いた5年間の学会出席、学会発表、論文などを細則第14条、第15条、第16条に従って申請する。

5. 上記4. 以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合

5年間で必要な単位を獲得し得ない方は専門医資格を停止しますが、続く2年で所定の単位を獲得すれば更新が可能です。なお、停止期間中は更新の資格は保有しますが、専門医資格は停止となります(専門医と標榜できない)。

その場合の提出方法は下記の通りです。

2017年更新者

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 11月申請書類 到着	
-------	-------	-------	-------	------------------------	--

↓ 書類提出期間までに書類を提出→ 未提出 → 2018年4月1日より専門医資格停止

翌2018年

2013年 無効	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年 11月申請書類 到着
-------------	-------	-------	-------	-------	------------------------

直近の5年間の生涯教育基準点数を提出する必要があるため、2013年分の点数は無効になります。

6. 連続して3回以上の更新を経た専門医への対応 (機構専門医のみ)

連続して3回以上の更新を経た専門医は診療実績の証明を更新要件から免除されることになっております。

7. 満65歳以上の専門医への対応 (学会専門医のみ)

満65歳以上の専門医については、資格更新に際し、5年間の診療実績を審査します。2013年1月～2017年12月までの5年間分の年間診療実績記録は満65歳以上の専門医も含め全員ご提出いただくことになっております。すなわち、本年度においては新基準単位数は診療実績4単位が免除されて、必要単位数は16単位となります。

なお、満65歳以上の専門医は更新審査料の一部が減免されますので、10,000円をお振込み下さい。

8. 申請手続き方法

- a. 学会事務局より該当者へは 11 月中旬ごろ手引きを送付いたしますが、お手元に届かない場合は下記の請求期間内に書面にて申請書類の請求をして下さい。

なお、請求書面には『専門医資格更新手引請求』と朱書きして下さい。

《請求期間》 2017 年 12 月 1 日（金）～12 月 15 日（金）

太字で記載している様式はすべて学会 HP (http://www.jsprs.or.jp/member/application_forms/#title04) よりダウンロードの上、それらの様式に従ってご提出下さい。

- b. 更新審査料 30,000 円（登録料 10,000 円を含む）：本委員会郵便振替口座へ振込んで下さい（申請書類に同封する郵便振替用紙をご使用下さい）。また、審査料を納入したことが分かる証明書のコピーを同封して下さい。

- c. 書類提出期間

2017 年 12 月 1 日（金）～2018 年 1 月 15 日（月）【消印有効】

提出書類のコピー 1 部を必ず手元に保管して下さい。

書留またはそれに準じる方法（レターパック、宅配便等）で送付して下さい。

- d. 提出先

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9 階

一般社団法人日本形成外科学会 専門医生涯教育委員会 宛

9. 専門医更新審査の時期と結果通知について

2018 年 1 月下旬～2 月初旬に実施。審査結果は、機構認定専門医においては、専門医生涯教育委員会及び形成外科領域専門医委員会での審査報告をもって専門医機構が資格を認定、登録後、認定証を交付します。学会専門医は、理事長に審査結果を報告し、理事長の承認のもと、2018 年 3 月 31 日までに学会より認定証を送付する予定です。

注記

なお、下記の場合は専門医生涯教育委員会で審査し、日本専門医機構承認の上資格を剥奪することができる。

- 1) 公序良俗に反する場合
- 2) 正当な理由なく資格更新を行わなかった場合

以上